

選挙運動費用収支報告書の記載及び提出について

令和8年4月13日

1 一般的事項

(1) 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動の収支について一切の責任を負うべき者で、会計帳簿を備え付け、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載しなければならないこととされている。

(法 185 条)

(2) 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、選挙管理委員会に報告書を提出しなければならないこととされている。

また、報告書には領収書その他の支出を証する書面の写し（領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければならないこととされている。（法 189 条）

(3) 選挙運動に要した経費であっても、次の支出は選挙運動に関する支出ではないものとみなされる。（法 197 条）

ア 立候補の準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

キ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

ク 供託金

2 収入の記載について

(1) 寄附と寄附以外の収入に大別し、寄附は「寄附」に、寄附以外の収入は「その他の収入」に計上すること。

(2) 1件が1万円を超えるものについては、各件ごと個別に記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごと(「寄附」又は「その他の収入」)かつ収入日ごとにまとめて記載すること。

なお、寄附については、1件1万円以下のものであっても、必要に応じて1件ごと個別に記載して差し支えないこと。

(3) 1件1万円以下のものをまとめて記載するときの記載方法は次のとおりである。

- ・月日：「〇月〇日」
- ・種別：「寄附」又は「その他の収入」
- ・金額：「〇〇〇円」(種別、収入日別の合計額)
- ・上記以外の欄は記入不要

3 支出の記載について

(1) 立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用とに区分し、それぞれ次の科目に区分して費目ごとに記載する。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| (一)人件費 | (三)通信費 | (七)文具費 |
| (二)家屋費 | (四)交通費 | (八)食糧費 |
| (イ)選挙事務所費 | (五)印刷費 | (九)休泊費 |
| (ロ)集合会場費等 | (六)広告費 | (十)雑費 |

4 収支報告書の提出について

(1) 提出期限

ア 出納責任者は、選挙期日から15日以内(6月8日まで)に収支報告書を提出しなければならないこととされている。なお、報告書提出後に行われた収支については、その収支がなされた日から7日以内に再度報告書を提出することとされている。

(2) 報告書の点検

ア 記入漏れはないか。

イ 合計金額は正しいか。

ウ 支出について、領収書の写しが添付してあるか。また、内容は正しく転記してるか。

なお、領収書等を徴し難い事情があった場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載されているか。

ただし、金融機関等への振り込みによる支出に係るものについては、「振込明細書に係る支出目的書」及び金融機関等が作成した振込明細書の写し（目的の記載がない場合は、出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載したもので可）をもって、これに替えることができる。

詳細は、記入例及び「地方選挙の手引」P.190～P.253を参照してください。